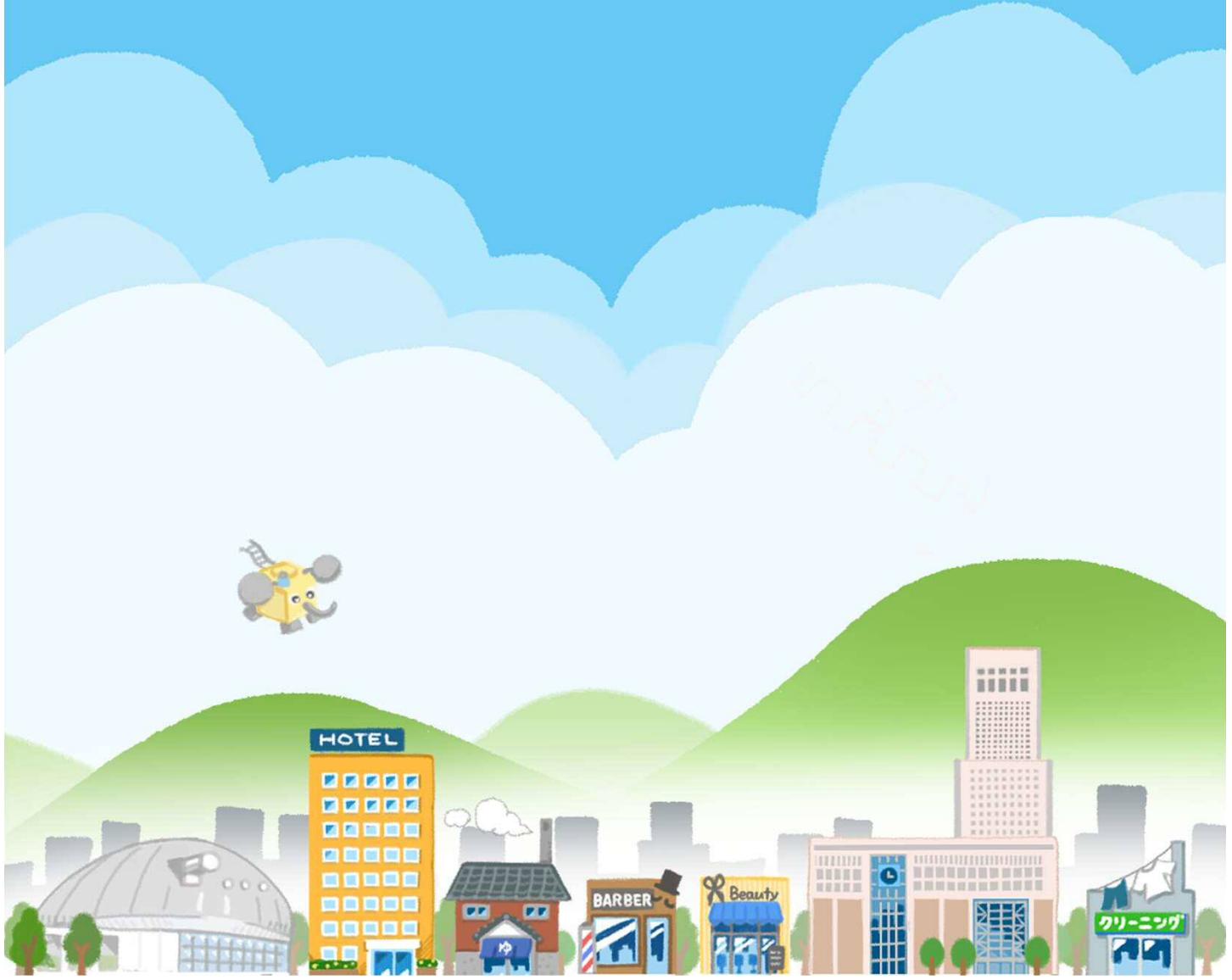


令和3年度 環境衛生課事業計画



札幌市保健所環境衛生課 事業計画

1 はじめに

札幌市保健所の環境衛生課の仕事を勉強するために
きました！
今年度の仕事の内容と、目標を教えてください！
そもそも、「環境衛生」って何ですか？



「環境」…私たちの身のまわりのこと
「衛生」…健康を守り、より良くすること



つまり、「環境衛生」とは、
健康を守るために、身の回りの状況をより良く
していくことを指します。

環境衛生課ではこんな仕事を担当しています

理容所・美容所
クリーニング所
ホテル・旅館
公衆浴場・劇場

などの営業施設に対する
監視指導

コインランドリー
プール
受水槽・飲料水
大きな建物

の衛生保持のための指導



環境衛生課では、みんなが快適で健康な生活を
送れるよう、お店などに立入りをして、衛生状態
のチェックや指導を行っています。
また、みなさんからのご相談に対するアドバイス
も行っています。

2 計画のポイント



今年度は、
主に、このような事業に取り組みます！

1 環境衛生営業施設の監視・指導

2 入浴施設のレジオネラ症防止対策

3 飲料水の衛生指導

4 特定建築物の衛生指導



1:35 / 3:40



各事業の内容は、
次のページから詳しく説明します。

3 主な事業の紹介

① 環境衛生営業施設の監視・指導



札幌市内の**環境衛生営業施設**は、令和2年度末で、約7,500施設となっています。各施設の衛生水準は、おおむね一定のレベルに達していますが、サービスやコストを追求するあまり、衛生管理がおろそかになりがちな施設もあります。このため、環境衛生監視員が各施設へ立入り等を行い、確認と指導を行います。

用語解説

環境衛生営業施設

理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、ホテル・旅館、プール、劇場などの施設のことをいいます。

すごくたくさんのお店があるんですね！
一つ一つまわるのは大変そうですが、札幌市内全部のお店に行っているのですか？



たくさんのチェック項目があるので、1年間に全部まわるのは難しいです。そこで、業種ごとにメリハリをつけて、次のページの表のように立入計画を立てています。
また、市民相談や施設の衛生管理状況などに応じて、計画以外にも立入りを行っています。



3 主な事業の紹介

チェック項目があるそうですが、例えば、クリーニング所では、どんなところをチェックしているのですか？



用語解説

クリーニング師研修 ・業務従事者講習

クリーニング業法では、クリーニング師及びクリーニング業務従事者に対し、3年を超えない期間ごとに、研修・講習を受講することを義務付けています。



クリーニング所の立入時には、日々の清掃、機械管理、消毒が必要な洗濯物の取扱いなどの衛生管理をチェックします。そして、管理が行き届いていないところがあれば指導します。

また、法律で定められている**クリーニング師研修・業務従事者講習**の受講を促します。

令和3年度 定期立入計画（環境衛生営業施設）

施設	施設数*	立入頻度
理容所	1,617	適宜
美容所	3,448	適宜
クリーニング所	912 (うち取次所 724)	4年に1回 (取次所 3年に1回)
興行場	55	4年に1回
旅館	462	循環式浴槽使用施設 3年に1回 上記以外 4年に1回
公衆浴場	288	循環式浴槽使用施設 3年に1回 上記以外 4年に1回
コインランドリー	214	5年に1回
プール	57	3年に1回
化製場等	2	2年に1回
温泉利用施設	502	適宜
えな 胞衣産わい物収集処理事業	11	3年に1回
総計	7,568	

* 施設数は令和2年12月31日現在

3 主な事業の紹介

② 入浴施設のレジオネラ症防止対策

用語解説



レジオネラ症患者の発生報告は、全国的に増加しています。特に、銭湯や旅館などの入浴施設で発生した場合には、一度に多くの人が感染してしまうこともあるので、それぞれの施設でしっかり対策をとってもらう必要があります。札幌市では、「**札幌市レジオネラ属菌自主検査指導要領**」に基づいて、入浴施設の立入りと指導を行っています。

レジオネラ症

レジオネラ属菌を含んだ水しぶきなどを吸い込むことによって引き起こされる感染症です。症状としては、高熱・呼吸困難・筋肉痛・吐き気・下痢・意識障害で、急激に重症になり、死亡することもあります。

施設がレジオネラ症の対策をしているのか、どうやって確認しているのですか？



全ての銭湯や旅館などの入浴施設に、レジオネラ属菌の自主検査結果を報告するようお願いして、報告内容をチェックしています。また、立入りを行った時には、レジオネラ症を防止するための対策をきちんと行っているか、日常の管理について調査しています。

札幌市レジオネラ属菌 自主検査指導要領

入浴施設におけるレジオネラ症の発生及び感染による被害拡大の防止を図ることを目的として、平成18年4月1日に作成しました。最近の改定は平成25年3月6日です。



3 主な事業の紹介

立入りや自主検査以外に、どんな対策をする予定ですか？

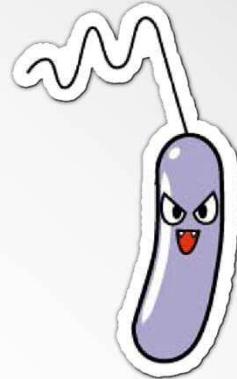


営業者や従業員の方々が、レジオネラ症に関する知識を深められるよう、講習会を行います。

レジオネラ属菌とは？

レジオネラ属菌は、とても小さな細菌で、土壤や河川、水たまりなど自然界に広く存在しています。一般的に15℃～45℃の範囲で増殖し、特に36℃くらいの温度を最も好みます。

レジオネラ属菌は、他の細菌や藻類から栄養を吸収したり、アメーバに寄生したりして増殖します。循環式浴槽水や加湿器・シャワーの水、空調設備の冷却塔の水が汚れていると、アメーバが発生し、その中でレジオネラ属菌が大量に増えてしまいます。

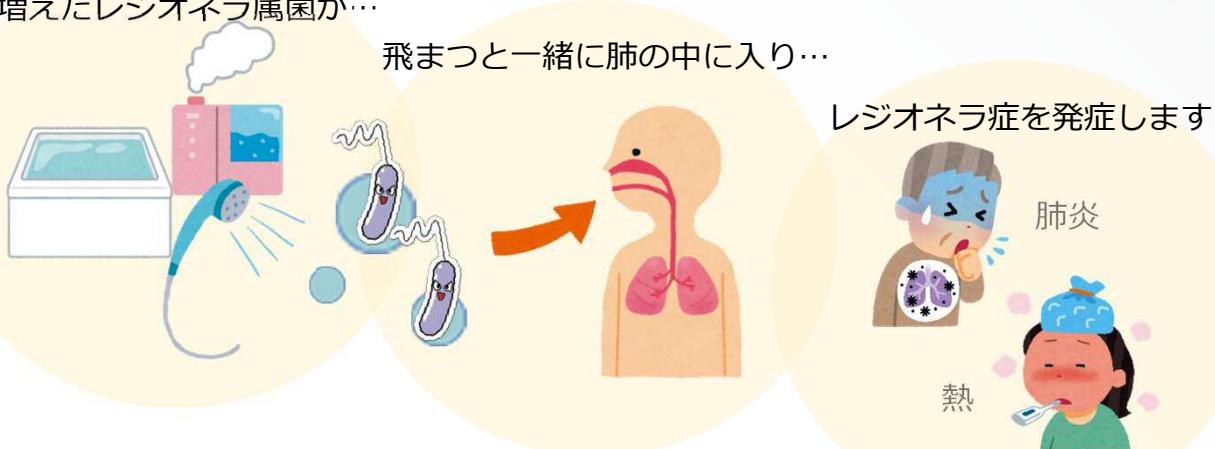


レジオネラ属菌
(イメージ図)

増えたレジオネラ属菌が…

飛まつと一緒に肺の中に入り…

レジオネラ症を発症します



一般のご家庭でも循環式浴槽、加湿器、シャワーなどの適切な管理を心がけましょう



3 主な事業の紹介

③ 飲料水の衛生指導

用語解説

札幌市内には、井戸水を飲み水として使っている施設が多いと聞いたことがありますか？



現在、札幌市内には、井戸水や湧き水などを飲み水として使っている**専用水道**や**飲用井戸等施設**が、約430施設あります。

札幌市の水道水を利用している施設には、浄水場できれいになつた水が届きますが、井戸水などを使う場合には、施設の所有者がきれいな水となるように管理しなければなりません。

安心してお水が飲めるよう、しっかり管理してほしいですね…。

環境衛生課では、井戸水を使う施設にどのようなアドバイスをしていますか？



建物を建てる前には、井戸や受水槽の構造が、基準を満たしているか確認しています。施設が完成した後には、定期的に立入りを行い、飲み水の検査や、受水槽の衛生管理の方法について指導しています。

専用水道

井戸水、湧き水などを飲み水として使っている施設のうち、居住者が100人を超える、または1日に給水することができる最大の水量が 20m^3 を超える施設のことをいいます。また、札幌市の水道水を使っていても、水管や受水槽の構造が特別な場合は、専用水道となります。

飲用井戸等施設

井戸水、湧き水などを飲み水として使っている施設のうち、専用水道に当たはまらない小規模の施設のことをいいます。ただし、個人宅で井戸水を使っている場合は除きます。

3 主な事業の紹介

用語解説

水道水を使っている施設には、指導していないのですか？



札幌市の水道水を利用している施設のうち、受水槽を設置している**簡易専用水道**や**小規模貯水槽水道施設**については、井戸水などを飲み水として使っている施設と同様に、受水槽の構造の確認や飲み水の検査、受水槽の衛生管理の方法などについて指導しています。

簡易専用水道

水道水のみを使用し、受水槽の有効容量が 10m^3 を超えるものをいいます。毎年1回以上定期に、受水槽清掃の実施及び法定検査を受検する義務があります。

小規模貯水槽水道施設

水道水のみを使用し、受水槽の有効容量が 10m^3 以下のものをいいます。

令和3年度 定期立入計画（飲料水関係施設）

施設	施設数*	立入頻度
専用水道	267	6年に1回以上
飲用井戸等施設	159	3年に1回以上
簡易専用水道	3,252	随時
小規模貯水槽水道施設	2,982	随時

* 施設数は令和2年12月31日現在

3 主な事業の紹介

④ 特定建築物の衛生指導



札幌市内には、約1,100棟の**特定建築物**とよばれる大きな建物があります。

特定建築物では、利用者が快適に過ごせるよう、**建築物衛生法**に従って、衛生管理を行わなければいけません。

環境衛生課では、特定建築物へ定期的に立ち入りを行い、衛生管理の指導を行っています。

用語解説

特定建築物

事務所、学校、店舗、旅館などの建物のうち、延べ床面積が3,000m²以上（小・中・高校や大学などは8,000m²以上）のものをいいます。

建築物衛生法

正式名称は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」といいます。飲み水の検査、排水槽の清掃、空気環境の測定、ねずみ昆虫等の発生予防・駆除など、建物全体の衛生管理の基準が定められています。

受水槽

建物内で使う飲み水を一時的にためておく水槽のことをいい、「床置型受水槽」と建物の地下に埋まっている「床下型受水槽」があります。建物の所有者が責任を持って管理する必要があり、点検や清掃などの基準が定められています。

建物を建てる前には、衛生管理の必要な設備の構造が、基準を満たしているか確認しています。

建物が完成した後には、検査や清掃の回数、飲み水の基準などを守るように指導しています。飲み水を貯めておく**受水槽**が建物の地下に埋まっている場合は、点検が難しく、飲み水の異常に気づきにくいため、より徹底した衛生管理を行うように指導しています。

令和3年度 定期立入計画（特定建築物）

施設	施設数	立入頻度
特定建築物	1,094	6年に1回程度

* 施設数は令和2年12月31日現在



このほかにも、環境衛生課では、市民のみなさんの健康で快適な暮らしを守るために、様々な仕事を行っています。
わからないことがありましたら、どうぞお気軽にご相談ください。



令和3年度 札幌市保健所環境衛生課事業計画

発行 令和3年3月31日

発行・編集 札幌市保健所環境衛生課

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目WEST19 3F

TEL : 011-622-5165 FAX : 011-622-5177

メールアドレス kankyoesei@city.sapporo.jp

本冊子へのご意見・お問い合わせは、環境衛生課までお願いします。

